

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十二第一項中「食と農の振興部農村振興課」を「食農部農村振興課」に改める。

第十二条の十三第一項中「水循環・森林・景観環境部水資源政策課及び環境政策課」を「環境森林部水・大気環境課」に、「水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課」を「環境森林部廃棄物対策課」に改める。

第十二条の十九第一項中「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課及び森林資源生産課」を「環境森林部森林環境課及び県産材利用推進課、奈良公園事務所」に、「食と農の振興部農村振興課並びに奈良公園事務所」を「並びに食農部農村振興課」に改める。

第十二条の二十二第一項中「福祉医療部医療政策局薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」に改める。

別表第一の一級の部川上小学校の項中「川上小学校」を「かわかみ源流学園」に改め、同部川上村立学校給食共同調理場の項中「川上村立学校給食共同調理場」を「川上村立学校給食単独調理場」に改め、同表二級の部川上中学校の項及び奈良市月ヶ瀬学校給食センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。